

温冷配膳車仕様書

1. 件名

温冷配膳車・温冷配膳車設置に伴う電気工事及び必要物品

2. 納入場所

兵庫県神戸市西区平野町印路 887-8

社会福祉法人 神戸日の出会 サンホーム神戸西内厨房

3. 納入期限

令和7年 1月 31日（金）まで

電気工事・トレイ・蓋は温冷配膳車納入前日の夕方まで

4. 購入台数

温冷配膳車 48膳1台 36膳2台 合計3台

電気工事及び必要物品（ツールバランス等）3台分

トレイ 240枚

【蓋】 マルケイ PP011 CL 300個

マルケイ PP116 CL 120個

マルケイ PP018 CL 250個

マルケイ PP119 CL 65個

三信化工 C-1913 50個 蓋合計 785個

5. 購入物品の条件、仕様等

(1) 温冷配膳車本体構造

1-1 外形寸法

本体の取り回しによる事故や配膳車プールのスペース等を考慮し、コンパクト設計

36膳（手動式） W1, 260mm×D760mm×H1, 793mm 以下であること

48膳（手動式） W1, 940mm×D760mm×H1, 663mm 以下であること

1-2 温食と冷食がワントレイのパススルー方式であること。

1-3 食器の出し入れを考慮し、棚ピッチ 130mm を確保していること。

1-4 足腰の負担なきよう最下段のトレイ位置の高さが地上 33cm 以上であること。

1-5 温食と冷食の面積が変えられること。

1-6 ドレン水は庫外排出方式であること。

(2) 保温室の性能

- 2-1 設定温度に対して、庫内の温度差は±5℃以内であること。
又、上記理由とし出荷時の温度検査データもしくは納入施設において温度測定データを提出すること。
- 2-2 料理の乾燥を防ぐ為、庫内は無風で自然対流となる遠赤外線パネルヒーター方式であること。
- 2-3 温度設定範囲は 65～75℃（1℃毎の設定可能）であること。
- 2-4 外部に保温室内の温度表示が 2 箇所あり、設定温度と実温が表示されること。

(3) 保冷室の性能

- 3-1 設定温度に対して、庫内の温度設定は±5℃以下であること。
又、上記理由とし出荷時の温度検査データもしくは納入施設において温度測定データを提出すること。
- 3-2 冷凍機による冷風強制循環方式であり、各段に微風があたること。
- 3-3 温度設定範囲は 5～10℃（1℃毎の設定可能）であること。
- 3-4 外部に保冷室内の温度表示が 1 箇所あり、設定温度と実温が表示されること。

(4) 走行

- 4-1 操縦性に優れ、前進、後退、回転、方向転換が自在であり、かつ簡単なものであること。
- 4-2 走行は（移動）手引きであること。
- 4-3 停車時は、フットストッパーによりワゴンが固定されること。

(5) 電源

- 5-1 入力電源は 3 相 200V であること。
- 5-2 マグネットコンセントによりワンタッチ接続方式であること。
- 5-3 温調電源が ON 状態でコンセントを切った場合、自動的に温調電源は OFF に切り替わること。

(6) トレイ

- 6-1 トレイは仕切りのないフラットトレイ（木目柄・黒）であり、サイズが現在使用している食洗機のラックの兼ね合いで W450 が入ること。
かつ、滑り止め加工がしてあること。

6-2 現在使用している食器や献立を考慮し、
トレイ温蔵庫内有効寸法は、265mm×325mm 以上
冷蔵庫内有効寸法は 205mm×325mm 以上であること。

(7) その他

- 7-1 全周に強化ダンパーが取り付けられていること
- 7-2 冷凍機の冷却水は、ワゴン庫外に設置してあるタンク内に収納すること。
- 7-3 電気用品取締法検査に合格しているものであること。
- 7-4 衝撃吸収式のマグネットコンセントであること
- 7-5 温と冷を遮断する仕切り板はアルミ製であること。
尚、樹脂製は経年劣化や破損が原因で食材に入る可能性があり不可とする。

6. 設置作業等における注意事項

(1) 作業方法及び留意点

- 6-1 作業を行う際、業務に影響を及ぼす場合、又は及ぼす恐れがある場合は、事前に現場の職員の指示に従う事（音、振動など）
- 6-2 搬入・搬出に伴う、車両の駐車場所、台数、搬入搬出経路等については、事前に現場の職員と打ち合わせを行う事
- 6-3 機器の設置については、日時等事前に打ち合わせを行う事
- 6-4 作業中において、万が一施設に重大な損失を与えた場合は、施設と協議し、原状回復に努める事

(2) 個人情報の取り扱いについて

契約の履行中に知り得た機密事項及び個人情報については、持ち出しや、他の目的に使用しないこと。

機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、直ちに契約担当者へ連絡し、供給者の責任において対応する事。

その職を解かれた場合も同様とする

7. 保証及び障害支援について

- (1) 物品の無償保証期間は、検査を完了した日から1年とし、当該保証期間中に生じた故障等については、発注者の故意又は過失による場合を除き、無償にて修理するものとする。
- (2) 調達物品の保証期間中に発生した故障で、落札者の業務上の不備によると認められる故障及び発注者の過失によらない故障は、速やかに無償で修復する事
なお、落札者の業務上の不備と認められる故障は、当該保証期間終了後も無償で修復する事。

- (3) 障害支援として、修理物品が用意出来る事
- (4) 当該配膳車に故障等トラブルが発生した場合、復旧の為迅速な対応が行えること。
- (5) サービスエンジニア体制が整っていること。
- (6) 年 2 回以上のメンテナンスを含む保守契約を行える事

8. 納品検査・代金の支払

- (1) 納品時には、発注者が指定する契約担当者が立ち合い、納品検査を行う。代金の支払は原則、未締め翌月払いとする。
- (2) 納品検査完了後、翌月 5 日までに郵送及び電子メールでの請求書を適正に受理した後、末日に代金を一括にて支払う。

9. その他

- (1) 既存の配膳車の撤去費用（4 台分）を含むこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議し、定めるものとする。